

第2号様式(2)-③

(共同企業体発注・事後審査型)

沖縄県土木建築部一般競争入札公告下建第16号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、一般競争入札(以下「入札」という)を次のとおり実施する。

平成26年11月10日

沖縄県知事 仲井眞 弘多



1 工事概要

(1)	工 事 名	砂辺ポンプ場電気設備工事E14	
(2)	工 事 場 所	嘉手納町兼久地内	
(3)	工 種	電気工事一式	
(4)	工 事 内 容	ディーゼル発電装置、直流電源装置等(別冊図面及び別冊仕様書のとおり。)	
(5)	工 期	360日間	
(6)	発 注 形 態	特定建設工事共同企業体(JV)発注	
(7)	資 格 審 査 方 法	事後審査型 ※本工事は、競争参加資格の審査を入札執行後に行う。	
(8)	その他適用のある法令、制度等 (本案件は、右表のうち、○印を付した制度等の適用がある。)	<input type="radio"/>	リサイクル法 ※本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
		<input type="radio"/>	最低制限価格制度 ※本入札案件には最低制限価格が設定されているため、その申込みに係る価格が最低制限価格に満たない者は落札者となることができない。
			議会議決 ※本工事に係る契約は、地方自治法第96条の規定に基づき沖縄県議会の議決を得る必要があるため、落札決定後は仮契約を締結し、沖縄県議会の議決を経て通知したときに本契約となる。
			準備手続き(予算成立前) ※本手続きは、次年度当初予算成立を前提とした年度開始前からの準備手続きであり、予算成立後に効力を生じる事業である。従って、県議会において当初予算案が否決された場合は、契約を締結しない。また、次年度当初予算成立後においても、国庫支出金に係る交付申請等の手続きの関係上、入札を延期する場合がある。
			準備手続き(交付決定前) ※本手続きは、国庫支出金に係る予算使用を前提とした事前準備手続きであり、交付決定後に効力を生じる事業である。従って、交付申請等の手続きの関係上、入札を延期する場合がある。
			準備手続き(繰越承認前) ※本手続きは、県議会における繰越承認を前提とした事前準備手続きであり、議会承認後に効力を生じる事業である。従って、県議会において本工事に係る予算の繰越承認が否決された場合は、入札を延期又は中止する。また、予算の繰越承認後においても、国庫支出金に係る繰越(翌償)手続きの関係上、入札を延期する場合がある。
		<input type="radio"/>	債務負担行為工事 ※本工事は、債務負担行為に係る契約の特則の適用を受ける工事である。
(9)	適用する労務単価	<input type="radio"/>	平成26年10月労務単価 ※本工事は、左記に示す公共工事設計労務単価を適用して積算しており、入札参加者は同単価を適用して見積りを行い入札すること。
(10)	本工事に係る設計業務等の受託者	・(株)日水コン	

2 特定建設工事共同企業体(以下、「特定JV」という。)の結成にあたっての要件

(1)	2社共同企業体とする。
(2)	自主結成方式とする。
(3)	当該工事に、2つ以上の共同企業体の構成員となることはできない。
(4)	代表者は構成員のうち最大の施工能力を有し、かつ最大の出資割合の者でなければならない。
(5)	構成員のうち最小の出資者の出資割合は、30%以上でなければならない。

3 競争参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている有資格業者であること。

ア 特定JVの構成員に必要な資格に関する事項

(1)	業 種	電気工事業	(1)の業種において(2)の等級を有することについて、(3)に表示する年度に沖縄県の建設工事入札参加資格審査及び業者選定等に関する規程第5条による建設工事入札参加資格者名簿への登録があること。また、建設業法に定める(4)の許可を受けた者であること。 なお、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けていること。 ただし、(3)に表示する年度に建設工事入札参加資格者名簿に(1)に記載する業種の経常建設共同企業体(以下「経常JV」という。)として登録されている者及びその構成員は参加できない。
(2)	等 級	代表構成員 - その他構成員 A等級	
(3)	建設工事入札参加資格者名簿登録年度	平成25・26年度	
(4)	許可区分	代表構成員 特定建設業 その他構成員 建設業	
(5)	地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。		
(6)	建設業法(昭和24年号外法律第100号)第27条の23に規定する経営事項審査を受けた者であって、経営事項審査結果通知書が有効期限内にあること。		
(7)	入札開始日から落札決定日までの期間に、本県の指名停止措置を受けていないこと。		
(8)	原則として、上記1-(10)に表示する設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。 なお、「当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、次のア又はイに該当する者である。 ア 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者 イ 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者		
(9)	入札に参加しようとする者は、他の参加者と資本関係又は人的関係がないこと。(資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。) なお、以下の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、沖縄県土木建築部競争入札契約心得第3条第2項の規定に抵触するものではない。 ア 資本関係 以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。 (ア) 親会社と子会社の関係にある場合 (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合 イ 人的関係 以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。 (ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合 (イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合 ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合 その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合		
(10)	警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、沖縄県土木建築部発注工事等からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。		
(11)	取抜け案件	該当なし	

イ 特定JVの代表者に必要な資格に関する事項

(1)	施工実績	対 象 期 間	自 平成11年4月1日 至 平成26年12月2日	左記の期間内に下記の対象工事を元請けとして施工し、完成・引渡し完了した施工実績を有すること。 次の要件を満たす施工実績を有すること。 本工事と同種の工事(国内における工事で処理能力(全体計画)が日最大33,000m ³ /日以上、下水道終末処理場又は時間最大流入量3,000m ³ /日以上、汚水中継ポンプ場に係る電気設備工事)
		対 象 工 事		
		備 考	※当該施工が平成16年4月1日以降に完成した沖縄県土木建築部の発注した工事に係る実績の場合は、その工事の評価点が65点以上あること。 ※ 特定JV又は経常JVの構成員としての施工実績は、代表者の施工実績を対象とする。	

(2)	資格区分	1級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者	左記の要件を満たす監理技術者を当該工事に専任（専任を要しない期間を除く。）で配置できること。 なお、配置予定技術者が現在他の工事に従事している場合は、契約締結時点で当該工事に配置できること。			
	備考	<p>ア 「これと同等以上の資格を有する者」とは、次の(ア)から(イ)のいずれかを満たす者をいう。 (ア) 技術士（電気電子部門、建設部門又は総合管理技術部門（選択科目を電気電子部門又は建設部門とするものに限る。))の資格を有する者 (イ) これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者</p> <p>イ 配置予定技術者について、工場製作時における専任の監理技術者は、必ずしも工事現場での管理技術者と同一である必要はない。また、同一工場内で他の同種工事に関する製作と一元的な管理体制のもとで行われている場合については、必ず専任であることを要しない。</p> <p>ウ 当該工事現場の専任期間は平成27年4月1日から工事完成の日までを予定する。</p> <p>エ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。</p> <p>オ 配置予定技術者にあつては、入札開始日前に3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があること。</p>				
(3)	その他の条件 (右表のうち、○印を付した条件を満たすことを要する。)	○ 地域要件	(ア) 沖縄県内 (イ) 主たる営業所又は従たる営業所	左記の(ア)に示す地域内に、建設業の許可を受けた(イ)に示す事業所が存在すること。		
		○ 主要機器	本工事で使用する主要機器を自社工場で製作実績のあるもの。 ※主要機器とは、工事数量書に記載する機器を示す。			
		赤土等流出防止対策施工実績	対象期間	自 平成**年4月1日 至 平成**年*月**日	左記の期間内に元請けとして施工し、完成・引渡しが完了した赤土等流出防止対策の施工実績を有すること。	
		備考	施工実績の取扱いは、3-イ-(1)備考に準ずる。			

ウ 特定JVの代表者以外の構成員に必要な資格に関する事項

(1)	資格区分	1級、2級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者	左記の要件を満たす主任技術者を当該工事に専任（専任を要しない期間を除く。）で配置できること。 なお、配置予定技術者が現在他の工事に従事している場合は、契約締結時点で当該工事に配置できること。		
	備考	<p>ア 「これと同等以上の資格を有する者」とは、建設業法第7条第2号に該当するものをいう。</p> <p>イ 配置予定技術者にあつては、入札開始日前に3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があること。</p> <p>ウ 配置予定技術者の専任を要しない期間については、設計図書等で確認すること。</p>			
(2)	その他の条件 (右表のうち、○印を付した条件を満たすことを要する。)	○ 地域要件	伊佐浜・具志川処理区内 (ア) (宜野湾市、浦添市、沖縄市、読谷村、嘉手納町、北谷町、北中城村、うるま市) (イ) 主たる営業所	左記の(ア)に示す地域内に、建設業の許可を受けた(イ)に示す事業所が存在すること。	
		経営審査事項評定値	(ア) ○○一式工事 (イ) ○○○点	申請期限日現在で左記の(ア)に示す工種の経営事項審査における直近の総合評定値が、(イ)に示す点数以上にあること。	

4 入札手続等

(1) 手続き方法	本工事は、入札手続（入札書の提出から落札者の決定まで）を電子入札システムで行う 電子入札対象工事 である。ただし、電子入札によりがたい場合は、紙での入札手続によることができる。 ※紙入札を希望する場合は、「沖縄県電子入札運用基準」に基づき所要の手続きを経ること。				
(2) 設計図書の配布	期間	自 平成26年11月10日 ～ 至 平成26年12月2日			
	配布方法	沖縄県電子入札ポータルサイト内、入札情報システムからダウンロード https://www.ep-bis.supercals.jp/ebidPPIPublish/EjPPIj?KikanNO=4700000			
	問い合わせ先	沖縄県土木建築部下水道建設事務所 設備班 電話番号 098-868-3484			
(3) 共同企業体資格審査申請書等の提出	提出期間	自 平成26年11月10日 ～ 至 平成26年12月2日 土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで。			
	提出先	所在地	〒900-0029 沖縄県那覇市旭町116-37番地	提出部数	1部
	連絡先	098-868-3484 内線	提出方法	持参によるものとする。	
	提出資料	<p>沖縄県土木建築部特定建設工事共同企業体取扱要領に規定する、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定建設工事共同企業体資格審査申請書（様式第1号） ・ 特定建設工事共同企業体協定書（様式第2号） <p>沖縄県電子入札運用基準に規定する、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 委任状（電子入札） 			

(4) 入札期日等	電子入札システムによる場合	入札開始	平成26年12月2日(火) 8:30		
		入札締切	平成26年12月2日(火) 15:00		
	持参による場合	持参日時	平成26年12月3日(水) 9:50		
		持参場所	沖縄県土木建築部下水道建設事務所 庶務建設班		
	入札の方法	落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載又は電子入札システムに登録すること。			
入札に関する注意事項(持参により提出する場合)	<p>(1) 入札者は、自己の印鑑を必ず持参すること。</p> <p>(2) 入札書、委任状には、工事名及び工事を施工する場所をこの公告の記載に従い記入すること。</p> <p>(3) 代理人が入札を行う場合で、委任状の提出がない場合は、入札に参加することができない。なお、委任状は代理人の印では訂正できない。</p> <p>(4) 当該工事の紙入札方式移行申請書の写しを提出すること。</p> <p>(5) 入札書のくじ番号(任意の数字3桁)は、電子くじによる抽選を行う場合に使用するため、必ず記入すること。</p>				
工事費内訳書の提出	<p>本工事は、すべての入札参加者に対して、第1回目の入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。ただし、以下の点に留意すること。</p> <p>(1) 工事費内訳書の様式は自由であるが、記載内容は最低限、作成年月日、工事名、工種、種別、細目に相当する項目に対応するもの単位、員数、単価及び金額を明らかにし、商号又は名称並びに住所及び代表者名を記載するとともに、代表者印を押印すること。ただし、電子入札システムにより工事費内訳書を提出する場合には、代表者印の押印は不要である。</p> <p>(2) 契約担当者(これらの者の補助者を含む。)は、提出された工事費内訳書について説明を求めることがある。</p> <p>(3) 電子入札システムにより工事費内訳書を提出する場合、添付するファイルの容量は3MB以内かつ1ファイルのみとし、最新のウイルス定義ファイルに更新したウイルス対策ソフトによりウイルスチェックを行ってから添付すること。</p>				
(5) 入札の辞退等	<p>共同企業体資格審査申請書等の提出後、都合により入札を辞退する場合には、紙入札業者については入札締切日時の前までに入札辞退届を郵送又は持参により提出すること。一方、電子入札業者については、特段書面手続きの必要はなく、入札操作を行わないことで辞退したものとみなす。</p> <p>また、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定技術者とする場合において、落札決定までの間に他の工事を落札したことにより、配置予定技術者を配置することができなくなった場合には直ちに報告すること。他の工事を落札したことにより配置予定技術者を配置することができないにもかかわらず報告がなく、本工事で落札決定まで至った場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。</p>				
(6) 開札日時	平成26年12月3日(水) 10:00 電子入札システムにより開札				
(7) 落札候補者の選定及び事後審査の実施	<p>開札後、落札者の決定を保留したうえで、予定価格と最低制限価格の範囲内で有効な最低の価格をもって入札を行った者(以下「落札候補者」という)から一般競争入札参加資格確認申請書及び関係資料(以下「申請書等」という。)の提出を受けたうえで、競争参加資格の有無確認のため事後審査を行う。</p> <p>なお、最低価格で入札をした者が2人以上いる場合は、電子入札システムの電子くじにより審査順位を定め、審査順位が1位の者を落札候補者とする。</p> <p>事後審査の結果、落札候補者が競争参加資格を満たしていないことを確認した場合は、次に低い価格を提示した者又は電子くじによる審査順位が次順位の者を落札候補者として事後審査を行う。適格者が確認できた時点で、落札候補者以外の者の審査は行わないものとする。</p>				
(8) 申請書等の提出	<p>落札候補者及び発注機関が必要と認める者に対し、開札後、以下に示す日時までに申請書等の提出を求める。</p> <p>発注機関から申請書等の提出を求められた者は、以下により提出すること。期限までに当該資料を提出しない者は競争参加資格がないものとする。</p> <p>なお、当初申請書の提出を依頼した者以外の者の審査の必要が生じた場合、該当者への申請書等の提出期限は、別途通知する。</p>				
	通知日	平成26年12月3日(水) 17:00 まで(予定) ※電子入札システムにより通知する。ただし、紙入札へ移行した業者へは書面で通知する。			
	提出期限	平成26年12月5日(金) 17:00			
	提出先	沖縄県那覇市旭町1-16-37番地 沖縄県土木建築部下水道建設事務所 設備班 098-8680-3484 内線	提出部数	1部	
	提出方法	原則として、持参によるものとする。			

(9) 競争参加資格の確認結果の通知	競争参加資格の確認は、開札後、申請書等の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は以下の日までに電子入札システムにて通知する。なお、紙入札へ移行した業者へは書面にて通知する。 平成26年12月9日（火）（予定）
(10) 落札者の決定方法	事後審査の結果、落札候補者が競争参加資格を満たしていると確認した場合は、当該落札候補者を落札者とする。また、その結果は全入札参加者に通知する。
(11) 本入札に係る資料の取り扱い	ア 申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。 イ 契約担当者は、提出された申請書等を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。 ウ 提出された申請書等は、返却しない。 エ 申請書等については、提出期限内に限り、修正、差し替え、追加、再提出（以下「修正等」という。）を認める。 オ 申請書等については、提出期限を過ぎた場合は受け付けない。 カ 申請書等の受理後、書類内容を審査し、書類の記載漏れや添付漏れ等があった場合は、競争参加資格なしとなり、落札者となることはできない。 キ 申請書等並びに追加資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金	納付の要否	○	免除（沖縄県財務規則第100条第2項第4号） ※ ただし、落札者が契約を結ばない場合は、損害賠償金として、入札金額に消費税及び地方消費税を加えた額の100分の5を県に納付しなければならない。	
			以下により納付の必要あり（沖縄県財務規則第100条）	
	入札保証金の金額等は、見積る契約金額の100分の5以上（契約保証の予約にあっては100分の10以上）とする。ただし、次のア、イに掲げる担保の提出があった場合は、入札保証金の納付に代わる担保が提供されたものとし、ウ、エの提出があった場合は、入札保証金の納付を免除する。			
	ア 有価証券等 イ 金融機関の入札保証 ウ 保険会社との間で締結した入札保証保険契約の保険証券 エ 金融機関又は保証事業会社との間で締結した契約保証の予約に係る証書			
	※1 入札保証金の金額等とは、有価証券等の総額、金融機関の入札保証金額及び入札保証保険に係る保険金額を含む。 ※2 見積る契約金額とは、入札参加者が消費税法に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加えたものをいう。 ※3 保証事業会社とは、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。			
	なお、次の者は入札に関する条件に違反したものとして、その入札を無効とする。 (1) 期限までに入札保証金の納付、若しくは納付に代わる上記ア～エのいずれかに係る書類の提出のない者 (2) 入札保証金の金額等並びに契約保証予約に係る額が上記の条件に満たない場合 (3) 入札保証金等の納付等に係る書類に不備があった場合			
	また、一度提出された入札保証金の納付等の変更はできないものとする。			
	入札保証金	提出期限	平成**年**月**日 午後〇時まで	
		提出先	沖縄県〇〇〇〇〇〇〇〇〇番地 沖縄県〇〇〇〇部〇〇〇〇課（所） 〇〇班 000-000-0000（代） 内線 0000	
		提出方法	入札保証金納付書発行依頼書を持参 ※事前に電話連絡すること （納入通知書を発行するので、金融機関で納付後、上記提出期限までに領収書を持参すること）	
入札保証保険証券・入札保証書・契約保証予約証書	提出期限	平成**年**月**日 午後〇時まで		
	提出先	沖縄県〇〇〇〇〇〇〇〇〇番地 沖縄県〇〇〇〇部〇〇〇〇課（所） 〇〇班		
	提出方法	持参又は送付（配達を確認できる方法にて送付すること）		
	その他	保険期間又は保証期間は、入札日から2か月とする。		
	有価証券等	受入日時・受入方法等の調整があるので、事前に上記担当者まで電話連絡すること。		
(2) 契約保証金	契約を結ぼうとする者は、沖縄県財務規則第101条及び建設工事請負契約書第4条の定めるところにより、契約保証金を納めなければならない。ただし、有価証券等の提供又は銀行、契約担当者等が確実と認める金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。			

6 その他の事項

(1) 配置予定技術者の確認	<p>落札者決定後、CORINS等により配置予定監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。</p> <p>なお、病気・死亡・退職等の場合でやむを得ないとして承認された場合の外は、申請書の差し替えは認められない。</p> <p>病気等特別な理由により、やむを得ず配置予定技術者を変更する場合は、3に掲げる基準を満たし、かつ当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。</p>	
(2) 入札の無効	<p>本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書等に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。</p>	
(3) 支払条件	前金払	契約金額の40%以内
	中間前金払	「平成14年12月24日土企第1862号通知」に基づく
	部分払	「昭和47年7月11日土総第393号通知」に基づく回数
(4) 火災保険の要否	<input checked="" type="radio"/> 要 ・ 否	
(5) 契約締結の時期等	<p>(1) 本工事に係る契約は、落札者の決定後、7日以内に締結する。ただし、契約担当者が特に指示したときは、この限りでない。</p> <p>(2) 議会議決を要する契約の場合は、落札者は、落札決定後7日以内に記名押印した仮契約書の案を提出しなければならない。</p> <p>(3) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。</p>	
(6) 請負代金の変更等	<p>本工事の契約締結後、本工事の請負代金額の変更協議をする場合及び本工事と関連する工事を本工事受注者と随意契約する場合、変更協議又は関連する工事の予定価格の算定は、本工事の請負比率（元契約額÷元設計額）を変更設計額又は関連工事の設計額に乗じた額で行う。</p>	
(7) 入札参加者等の遵守事項	<p>入札参加者は、沖縄県土木建築部競争入札契約心得、建設工事請負契約約款及び仕様書を熟読し、これを遵守すること。</p>	

8 本公告に関する質問及び回答

(1) 入札・契約手続きに関すること	問い合わせ先	<p>沖縄県那覇市旭町116-37番地 沖縄県土木建築部下水道建設事務所 庶務建設班 098-866-2384</p>
(2) 上記(1)以外に関すること	質問書提出先	<p>沖縄県那覇市旭町116-37番地 沖縄県土木建築部下水道建設事務所 設備班 0980-868-3484 (代)</p>
	問い合わせ先	<p>沖縄県那覇市旭町116-37番地 沖縄県土木建築部下水道建設事務所 設備班 0980-868-3484 (代)</p>
	提出期間	<p>平成26年11月10日(月)から平成26年11月20日(木) ※上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで。</p>
	提出方法	<p>持参又はFAXにより提出すること。※なお、FAXにより提出する場合は必ず電話により到達確認を行うこと。</p>
	回答方法	<p>質問に対する回答書は、以下の期間において、上記の提出場所並びに入札情報システムに掲載する。 【入札情報システムアドレス】 https://www.ep-bis.supercals.jp/ebidPPIPublish/EjPPIj?KikanN0=4700000</p>
	期間	<p>回答日から平成26年12月2日(火) ※上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで</p>

9 苦情申し立て

(1) 競争参加資格がないと認められた者がその理由に対して不服がある場合	競争参加資格がないと認められた者は、契約担当者に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次により説明を求められることができる。 契約担当者は、説明を求められたときは、苦情申立て期限日の翌日から起算して5日以内（休日を除く。）に説明を求めた者に対し書面をもって回答する。	
	提出期限	競争参加資格確認結果の通知を行った日の翌日から起算して5日以内（休日を除く。）とする。
	提出先	沖縄県土木建築部下水道建設事務所 庶務建設班
	提出方法	書面（様式自由）を持参することにより提出すること。郵送又は電送（メールやFAX）によるものは受け付けない。
(2) 再苦情申し立て	<p>契約担当者からの上記(1)の理由説明に不服がある者は、理由説明に係る書面を通知した日の翌日から起算して7日以内（休日を除く。）に、書面により契約担当者に対して再苦情の申立てを行うことができる。当該再苦情申立てについては、沖縄県公共工事入札契約適正化委員会が審議を行う。</p> <p>ア 再苦情申立ての受付窓口及び受付時間 受付窓口： 沖縄県土木建築部下水道建設事務所 庶務建設班 受付時間： 午前9時から午後5時まで</p> <p>イ 再苦情申立てに関する手続き等を示した書類等の配布場所 沖縄県土木建築部土木総務課 建設業指導契約班 電話 098-866-2384</p>	

10 電子入札に関する事項

<p>電子入札に関する事項は、「沖縄県電子入札運用基準」によるとともに、以下の事項を参照すること。 なお、同基準は沖縄県電子入札ポータルサイトへ掲載している。</p> <p>沖縄県電子入札ポータルサイトアドレス http://doboku.pref.okinawa.jp/ebidportal/</p>		
(1) システム稼働時間	電子入札システムは、土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から1月3日までを除く毎日、午前8時から午後8時まで稼働している。また、稼働時間内でシステムをやむを得ず停止する場合、稼働時間を延長する場合は、沖縄県電子入札ポータルサイトで公開する。	
(2) 障害発生時及びシステム操作 問い合わせ先	システム操作・接続確認等	<ul style="list-style-type: none"> ・電子調達コールセンター 電話番号0570-011311 ・沖縄県電子入札ポータルサイト
	ICカードの不具合発生時	取得しているICカードの認証機関
(3) 紙入札での参加等に関する手続き	「沖縄県電子入札運用基準」へ紙入札方式参加申請書・紙入札方式移行申請書を掲載しているので、ダウンロードして入手し、原則、入札日の1週間前までに必要な手続きを経ること。	
(4) 電子入札システム上の通知等の確認	<p>入札参加希望者が電子入札システムで書類を送信した場合には、次に示す通知、通知書及び受付票を送信者に発行するので、必ず確認を行うこと。この確認を怠った場合には、以後の入札手続きに参加できなくなる等の不利益な取扱いを受ける場合がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・落札保留通知書 ・入札参加資格確認申請書等提出依頼通知書 ・競争入札参加資格要件不適合通知書 ・未審査通知書 ・日時変更通知書 ・入札書受信確認通知（電子入札システムから自動発行） ・入札書受付票 ・入札締切通知書 ・再入札通知書 ・再入札書受信確認通知（電子入札システムから自動発行） ・落札者決定通知書 ・保留通知書 ・取止め通知書 	